

京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第56号

京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「許可書」を「許可証」に、「掲示」を「交付等」に改め、同条中「法第3条」を「前項」に、「よる許可」を「より許可証の交付」に改め、「者（以下「」及び「という。）」を削り、「当該許可に係る文書（以下「食鳥処理事業許可書」を「これ」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

保健所長は、法第3条の規定による許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「食鳥処理業者」という。）に対し、当該許可に係る文書（以下「許可証」という。）を交付する。

第11条の見出し中「認定書」を「認定証」に、「掲示」を「交付等」に改め、同条中「前条の認定」を「前項の規定により認定証の交付」に改め、「食鳥処理業者（以下「」及び「という。）」を削り、「当該認定に係る文書（以下「確認規程認定書」を「これ」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

保健所長は、前条の認定をしたときは、当該認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）に対し、当該認定に係る文書（以下「認定証」という。）を交付する。

第17条を削る。

第4号様式注以外の部分中「相続」を「譲渡 相続」に、「相続開始、合併又は分割の」を「地位を承継した」に改め、同様式注2中「届出者が法人である場合は、記入する必要はありません」を「区分が相続の場合にのみ、記入してください」に改める。

第13号様式を削る。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)